

こ 放 第 1184 号
令和 2 年 2 月 28 日

放課後キッズクラブ

はまっ子ふれあいスクール 運営主体各位

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業中の対応について（通知）
<新型コロナウイルス感染症関連通知 その6>

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。
厚生労働省の令和 2 年 2 月 27 日付の事務連絡及び本市の新型コロナウイルス感染症に関する学校の臨時休業に伴う対応を踏まえて、本市の対応方針をお知らせします。

1 一斉臨時休業期間中の放課後児童育成事業所における対応について

(1) 放課後キッズクラブ

(ア) 対象児童：区分 2 の登録児童のみ

(イ) 受入時間：学校の緊急受入れ時間終了後から 19 時まで

※今回の取扱いによって、区分 1 から区分 2 への利用区分の変更希望者が想定されますが、緊急的な事態のため、月途中での利用区分の変更を認めてください。

なお、留守家庭児童等であることの証明書の提出は、後日でも可能とします。（3 月 3 日からの受入れを優先）

※4 年生以上で、区分 2 に登録している児童は、放課後の時間（14 時 30 分）から受入れをしてください。

(2) はまっ子ふれあいスクール

(ア) 対象児童：学校が緊急受入れをする児童、かつ、留守家庭児童等であることが確認できる児童

(イ) 受入時間：学校の緊急受入れ時間終了後から 18 時まで（充実型は 19 時まで）

※留守家庭児童等であることの確認は、キッズクラブの区分 2 の登録時に提出する証明書と同様の確認を行うこととします。また、申込書は、別紙 1「横浜州市立小学校等の一斉臨時休業に係るはまっ子ふれあいスクール参加申込書」を使用してください。

なお、留守家庭児童等であることの証明書の提出は、後日でも可能とします。（3 月 3 日からの受入れを優先）

※4 年生以上で、留守家庭児童等であることが確認できる児童は、放課後の時間（14 時 30 分）から受入れをしてください。

2 開所にあたっての留意事項

- (1) 各事業所におかれましては、これまでお知らせしたとおり、感染症対策を徹底していただいたうえで、児童の受入れをしてください。
- (2) 各事業所が主催するイベント、会議（評議会・運営委員会・保護者会・保護者説明会を含む）、研修等は、原則として、延期または中止してください。
中止をする場合は、書面での周知を図る等の対応をしてください。

3 保護者への周知について

今回の対応に関する保護者への周知については、本市から保護者への連絡事項を記載した「お知らせ文」別紙2を作成しました。大変お手数をおかけしますが、保護者へ周知していただきますようお願いいたします。

また、以下の本市のホームページにも「お知らせ文」を掲載します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/>

<添付資料>

- 別紙1 横浜市市立小学校等の一斉臨時休業に係るはまっ子ふれあいスクール参加申込書
- 別紙2 保護者への周知文

こども青少年局放課後児童育成課

担当：大岩、荻野・竹内（放課後キッズクラブ・はまっ子ふれあいスクール）

TEL：671-4068・671-4152

横浜市市立小学校等の一斉臨時休業に係るはまっ子ふれあいスクール参加申込書

年 月 日

_____小学校はまっ子ふれあいスクール運営委員会 会長

次のとおり、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の一斉臨時休業に係るはまっ子ふれあいスクールの参加を申し込みます。

1 参加児童

参加児童	ふりがな		性別	生年月日	年 月 日
	氏名				
	学校名		学年・組	年 組	
利用開始希望日		年 月 日			

※ 参加には、保護者の方の就労証明書等の提出が必要です。(提出は後日でも可)

2 参加希望日 (参加希望日・迎えの有無に○を付けてください。)

曜日	利用希望 (○)	帰宅予定時間	迎えの有無	備考 (迎え予定者等)
月		時 分	有・無	
火		時 分	有・無	
水		時 分	有・無	
木		時 分	有・無	
金		時 分	有・無	

3 保護者の就労状況

氏名	参加児童 との続柄	勤務先等の名称	労働等により昼間不在等となる曜日 (○囲み)、週日数
		電話番号 ()	月・火・水・木・金・土 (週 日)
		電話番号 ()	月・火・水・木・金・土 (週 日)

- (1) 参加希望日・迎え予定者等が変更する場合は、必ず事前に各はまっ子にご連絡ください。
- (2) 下校時刻は、18 時を超えることはできません。また、日没後からはまっ子終了時刻まで参加する場合は、参加希望日欄中、迎え「無」に○を付けていても、必ず保護者等の迎えが必要となります。

申込者氏名： _____

(注) この申込書の提出には、はまっ子ふれあいスクールへの参加登録 (「はまっ子ふれあいスクール参加申込書」の提出が済んでいることが必要です。)

令和2年2月28日

保護者の皆様へ

こども青少年局放課後児童育成課

一斉臨時休業期間中の「はまっ子ふれあいスクール」の対応について

令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部会合で、全国の小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを受けて、厚生労働省から事務連絡が示され、放課後児童健全育成事業は、原則開所するよう要請がありました。

また、市立学校における一斉臨時休業の間、各学校において「緊急受入れ」を実施することを踏まえ、はまっ子ふれあいスクールについては、次の通り対応します。

保護者の皆様におかれましては、子ども達への感染拡大を防ぐための措置に、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 はまっ子ふれあいスクールを利用できる児童

各学校による「緊急受入れ」の対象となる児童のうち、留守家庭児童等であることが確認できる児童(※)とします。また、学校による「緊急受入れ」の対象外である4年生以上で、留守家庭児童等であることが確認できる児童は、放課後の時間(14時30分)から利用ができます。

※留守家庭児童であることが確認できる児童とは、「横浜市市立小学校等の一斉臨時休業に係るはまっ子ふれあいスクール参加申込書」をはまっ子ふれあいスクールへ提出することをもって、要件があることを認めます。(添付書類として求めている「留守家庭児童であることの証明書(就労証明等)」は、後日の提出でも可とします。)

2 留意事項

- ・感染症対策を踏まえた上での活動内容となります。
- ・毎朝、お子様の体温を測り、 37.5°C 以上の発熱がある場合は、はまっ子ふれあいスクールを利用しないでください。はまっ子ふれあいスクールにおいても、必要に応じてお子様の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子様の受入れができませんので、ご了承ください。
- ・過去に発熱等が認められた場合については、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでも、同様の取扱いとさせていただきます。
- ・ご家庭での健康観察をよろしくお願いいたします。

利用方法、参加申込書等に関するお問い合わせについては、直接利用するはまっ子ふれあいスクールへお問い合わせください。

担当 こども青少年局放課後児童育成課
TEL 671-4068、671-4152

令和2年2月28日

保護者の皆様へ

こども青少年局放課後児童育成課

一斉臨時休業期間中の「放課後キッズクラブ」の対応について

令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部会合で、全国の小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを受けて、厚生労働省から事務連絡が示され、放課後児童健全育成事業（※）は、原則開所するよう要請がありました。

また、市立学校における一斉臨時休業の間、各学校において「緊急受入れ」を実施することを踏まえ、放課後キッズクラブについては、次の通り対応します。

保護者の皆様におかれましては、子ども達への感染拡大を防ぐための措置に、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

※放課後児童健全育成事業とは、放課後キッズクラブの「利用区分2」が該当します。

1 放課後キッズクラブの利用について

(1) 利用区分2(留守家庭児童等)の児童

学校の緊急受入れ時間終了後から19時まで利用ができます。

4年生以上で、利用区分2に登録している児童も、放課後の時間(14時30分)から利用ができます。

(2) 利用区分1の児童

利用できません。

ただし、利用区分1から利用区分2へ区分の変更については、随時クラブにおいて受け付けます。提出書類として求めている「留守家庭児童等であることの証明書(就労証明等)」は、後日の提出でも可とします。

2 留意事項

- 感染症対策を踏まえた上での活動内容となります。
- 毎朝、お子様の体温を測り、37.5℃以上の発熱がある場合は、放課後キッズクラブを利用しないでください。放課後キッズクラブにおいても、必要に応じてお子様の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子様の受入れができませんので、ご了承ください。
- 過去に発熱等が認められた場合については、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでも、同様の取扱いとさせていただきます。
- ご家庭での健康観察をよろしくお願いいたします。

利用方法、参加申込書等に関するお問い合わせについては、直接利用するキッズクラブへお問い合わせください。

担当 こども青少年局放課後児童育成課

TEL 671-4068、671-4152